

令和6年4月1日以降の可燃ごみ処理について

長沼町、南幌町、由仁町の可燃ごみの処理につきましては、これまで千歳市焼却処理場で処理を行ってまいりましたが、環境負荷の低減や経済的負担の縮減を目的として建設された道央廃棄物処理組合の焼却施設で令和6年4月1日から可燃ごみの共同処理を行います。南空知公衆衛生組合では、令和6年4月1日以降も「ごみの収集」及び「ごみの直接搬入の受入れ」を引き続き今まで通り行います。

なお、道央廃棄物処理組合の焼却施設に可燃ごみを持ち込むことも可能ですが、可燃ごみ以外のごみは搬入できませんのでご注意ください。

道央廃棄物処理組合

電話番号：0123-25-5331

住所：千歳市根志越 2533-1

受入れ時間：祝日含む月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分（1月1日から1月3日を除く）

道央廃棄物処理組合の焼却施設に持ち込む際の注意事項は次のとおりです。

- ・持ち込むことのできるごみは「可燃ごみ」のみです。
- ・必ず分別してから持ち込んでください。
- ・指定袋に入っていないごみは受入れされません。
- ・午後4時30分に出入り口の門が閉まりますので、時間に余裕を持って入場してください。
- ・書類の不足や、分別方法が正しくない場合、受入不可と判断される可能性がございますので、ご了承ください。
- ・原則、搬入者ご自身でごみを下ろしてください。

○長沼町、南幌町、由仁町内の居住者から発生した家庭系一般廃棄物を直接搬入する場合
必要なもの：ごみ搬入申込書、運転免許証またはマイナンバーカード

- ・「ごみ搬入申込書」に必要事項を記入して持参してください。

※「ごみ搬入申込書」は道央廃棄物処理組合の計量棟で配布するほか、各町又は南空知公衆衛生組合のホームページからもダウンロードできます。

- ・必ず、搬入者本人の「運転免許証」または「マイナンバーカード」を持参してください。

○長沼町、南幌町、由仁町内に居住していることを証明するものがない場合

(引越や亡くなった方の片付けを手伝う等、特別な事情がある場合を含む)

必要なもの：搬入対象者確認書、ごみ搬入申込書

・「搬入対象者確認書」を持参してください。

※「搬入対象者確認書」は各町又は南空知公衆衛生組合の担当窓口で受け入れ可能と判断された場合に交付されます。

・「ごみ搬入申込書」に必要事項を記入して持参してください。

※「ごみ搬入申込書」は道央廃棄物処理組合の計量棟で配布するほか、各町又は南空知公衆衛生組合のホームページからもダウンロードできます。

○長沼町、南幌町、由仁町内で発生した事業系一般廃棄物を搬入する場合

必要なもの：ごみ搬入申込書、運転免許証またはマイナンバーカード

・「ごみ搬入申込書」に必要事項を記入して持参してください。

※「ごみ搬入申込書」は道央廃棄物処理組合の計量棟で配布するほか、各町又は南空知公衆衛生組合のホームページからもダウンロードできます。

・必ず、搬入者本人の「運転免許証」または「マイナンバーカード」を持参してください。

別紙1 [確認書](#)

別紙2 [ごみ搬入申込書](#)